

ICT活用工事(ICT舗装工)試行要領 新旧対照表

要領	条文	旧	新	
ICT活用工事 (ICT舗装工)試行要領	対象工事 第2条	ICT活用工事は、原則として、工事工程体系ツリーにおける下記の(1)の工種において、舗装面積が2,000m ² 以上の舗装工事を対象とし、現場条件等から施工性を勘案し、発注者が決定するものとする。 なお、舗装修繕工事については、ICT活用工事の適用対象外であるが、地上型レーザースキャナーを用いた起工測量及び出来形管理技術、トータルステーションを用いた起工測量及び出来形管理技術並びにトータルステーション(ノンプリズム方式)を用いた起工測量及び出来形管理技術を適用しても良い。ただし、3次元起工測量及び3次元出来形管理に要する費用は計上しない。	ICT活用工事は、原則として、工事工程体系ツリーにおける下記の(1)の工種において、舗装面積が2,000m ² 以上の舗装工事を対象とし、現場条件等から施工性を勘案し、発注者が決定するものとする。	
	ICT活用工事 (ICT舗装工)試行要領	第3条	① 3次元起工測量 起工測量において、次の1)～5)の方法により3次元測量データを取得するために測量を行うものとする。	① 3次元起工測量 起工測量において、次の1)～5)の方法から 選択(複数以上可) 3次元測量データを取得するために測量を行うものとする。 起工測量にあたっては、標準的に面計測を実施するものとするが、前工事での3次元納品データが活用できる場合等においては、管理断面及び変化点の計測による測量が選択できるものとし、ICT活用とする。
		第3条	③ ICT建設機械による施工 ②で得られた設計データを用いて、次の1)2)に示すICT建設機械を作業に応じ選択して施工を実施する。 1)3次元マシンコントロール(モーターグレーダ) 2)3次元マシンコントロール(ブルドーザ)	③ ICT建設機械による施工 ②で得られた設計データを用いて、次の1)2)に示すICT建設機械を作業に応じ選択して施工を実施する。 但し、施工現場の環境条件により、③ICT建設機械による施工が困難となる場合は、従来型建設機械による施工を実施してもICT活用工事とする。 1)3次元マシンコントロール(モーターグレーダ) 2)3次元マシンコントロール(ブルドーザ)
		第3条	④ 3次元出来形管理等の施工管理 ③の施工における施工管理は、次の1)～5)に示す方法により実施するものとする。なお表層については面管理を実施するものとするが、表層以外については従来手法での管理を実施してもよい。	④ 3次元出来形管理等の施工管理 ③の施工における施工管理は、次の1)～5)に示す方法により実施するものとする。なお表層については面管理を実施するものとするが、表層以外については従来手法での管理を実施してもよい。 また、施工現場の環境条件により、面的な計測のほか、管理断面及び変化点の計測による測量を選択してもICT活用工事とする。
第5条	実施設計及び変更設計に使用する積算基準は、「土木工事標準積算基準書(高知県土木部)」及び「ICT活用工事積算要領(国土交通省)」等を用いるものとする。 なお、第3条④3次元出来形管理等の施工管理及び⑤3次元データの納品に要する費用は、間接工事費に含まれることから別途計上しない。	実施設計及び変更設計に使用する積算基準は、「土木工事標準積算基準書(高知県土木部)」及び「ICT活用工事積算要領(国土交通省)」等を用いるものとする。 なお、3次元座標値を面的に取得する機器を用いた出来形管理及び3次元データ納品を行う場合における経費の計上方法については、共通仮設費率、現場管理費率に以下の補正係数を乗じるものとする。 ・共通仮設費率補正係数：1.2 ・現場管理費率補正係数：1.1 ※小数点第3位四捨五入2位止め		